

た じ み し こ けん り じょう れい 多治見市子どもの権利条例

こ ちが お
子どもの笑顔があふれるまちづくり

この条例は、子どもを含む市民参加のもと、多治見の子どもが一人の人間として尊重され、「安心して」「自分らしく」生きていくことができるようにという願いを込めてつくられたものです。

多治見が、子どもの命が大切に守られ、子ども一人ひとりの権利が保障されるまちになることが、私たちの願いです。

た のしくくらす けんり 権利

じ ぶんをたいせつにする けんり 権利

み なんとなかよくする けんり 権利



たじみしこ けんりじょうれい 多治見市子どもの権利条例とは

子どもの権利とは、すべての子どもが、心身ともに健康に、自分らしく育つための権利です。多治見市子どもの権利条例は、子どもの権利条約に基づいて、『子どもの最善の利益』を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図るために定められました。正式には「多治見市子どもの権利に関する条例」といいます。

平成15年9月に、「多治見市子どもの権利に関する条例」を全国で4番目に制定しました。

令和2年3月には、制定以来初めての条例改正を行いました。子どもの命が奪われたり、子どもが自ら命を失ったりしないよう、子どもの命をみんなで守っていくという強いメッセージを前文冒頭に追加し、条文には子どもに対する体罰の禁止を明記しました。

こ けんりじょうやく 子どもの権利条約とは

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、1989年11月20日国際連合で定められた子どもの権利を守るために国と国が決めた約束です。大きくは「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」について定めてあります。特に子どもの最善の利益を考慮することや、子どもの意見表明を尊重することが規定されています。日本は、1994（平成6）年4月に批准しました。

じょうれい もくじ 条例の目次

ぜんぶん 前文	2
だいしやう そうそく 第1章 総則	3
だいしやう こ けんり ふきゆう 第2章 子どもの権利の普及	3
だいしやう こ せいかつ ば けんり ほしやう 第3章 子どもの生活の場での権利の保障	4
だいしやう こ いけんひやうめい さんか 第4章 子どもの意見表明や参加	5
だいしやう こ けんり しんがい きゆうさい かいふく 第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復	5
だいしやう こ かん しさく すいしん けんしやう 第6章 子どもに関する施策の推進と検証	6
たじみしこ けんり かん じょうれいぜんぶん 多治見市子どもの権利に関する条例全文	7

たじみし らん
多治見市ホームページでもご覧いただけます



こ けんり けんり についての基本的な考え方に基づき、
たじみし めざ こ けんり ほしゅう
多治見市が目指す「子どもの権利」を保障するまちづ
くりの理念を示しています。

この前文は、「たじみ子ども会議」や「子どもの権利に関するアンケート」など、多治見
の『子どもたちの思い』を大切に子どもとおとなが一緒につくりました。冒頭では、
れいわ ねん がつ しょうれいかいせい こ いのち まも つよ うた
令和2年3月の条例改正により、「子どもの命を守る」ことを強く謳っています。

すべての子どもは、誰かに命を奪われることや自ら命を失うことがあってはなりません。
また、どのような状況でも、すべての人が子どもの命を守るよう努めなければなりません。

○ 子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち

子どもは、それぞれ一人の人間であり、かけがえのない存在です。子どももおとなも命を大切に生きている仲間です。子どもは、一人の人間としてその権利が尊重されます。子どもは、その権利が保障されるなかで、すこやかに成長していくことができます。

○ 子どもが安心して自分らしく生きることができるまち

子どもは、それぞれに苦しいこと、心配なことなどがあります。子どもは、安心して助けると言うことができ、守ってもらえます。子どもは、それぞれに思いがあります。たとえ小さい子どもでも意志や考えを持っています。子どもは、その思いや意見を自由に言うことができ、それらを尊重してもらえます。子どもは、それぞれに可能性や成長のしかたがあります。子どもは、ゆっくり自分をつくっていくことや子ども同士が育ち合うことができます。

○ お互いを尊重し、共に支え合うまち

子どもは、自分を大切に始めるとき、他の人を大切にする気持ちを持つことができるようになります。子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合える力をつけていくことができます。子どもは、子ども同士や子どもとおとなとの良い関係を作っていけるように支援されます。

○ 子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち

子どもは、多治見を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加ができます。子どもが幸せなまちはおとなも幸せなまちです。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

○ 平和と環境を大切にし、世界とつながっていくまち

子どもは、平和と豊かな環境のなかですこやかに成長していくことができます。子どもは、日本と世界の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

だい しょう 第1章 総 則



じょうれい もくてき ていぎ ことば せつめい し ほ ご しゃ こ し せつ
条例の目的、定義(言葉の説明)、市、保護者、子ども施設
かんけいしゃ し じん やくわり か
関係者、市民などの役割について書いてあります。

○ もくてき 目的

子どもの権利条約に基づき、その重要な原則である『子どもの最善の利益』の確保をしながら、子どもの権利の保障を図ることです。

○ ていぎ ことば せつめい 定義(言葉の説明)

対象となる子どもは、子どもの権利条約に合わせて18歳未満の人としています。ただし、高校などに在籍している18歳の人も含みます。
子ども施設は、学校その他の子どもが育ち、学ぶために入り、通い利用する施設です。

○ せきむ 責務

多治見市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに協力しながらそれぞれの立場で子どもの権利の保障に努めます。

○ せいちょう し えん 成長への支援

子どもが、一人の人間として自分らしくすこやかに成長していくことができるよう支援します。

だい しょう 第2章 こ 子どもの権利の普及 けんり ふきゅう



こ けんり り かい まも じょうれい
子どもの権利を理解し、守っていけるよう条例について
こ 子どもやおとなに知らせます。

○ こ けんり ふきゅう 子どもの権利の普及

子どもの権利の授業や学習の実施、啓発リーフレットの作成・配布、子どもの権利に関するセミナーなどを通じて知らせます。

○ こ けんり ひ たじみ子どもの権利の日

子どもの権利についての関心や理解を深めるため、国連総会で子どもの権利条約が採択された11月20日を『たじみ子どもの権利の日』と定めます。子ども施設等で子どもの権利に関する取り組みや、子どもの権利セミナーなどを開催することとします。

いろいろな生活の場せいかつ ばでのおとなやくわりの役割かについて書いてあります。

○ か てい やくわり
家庭の役割

子どものすこやかな成長など、子どもの権利を守ることに最も大切な役割を持っています。

- ★家庭が果たす役割を認識し、子どもの権利を守ります。
- ★虐待、体罰などにより子どもの権利を侵害してはいけません。
- ★家庭をはじめとする生活の場で、子どもが意見や思いを伝え、社会参加していけるよう支援します。

○ こ しせつ がっこう ほいくしょ じどうかん やくわり
子ども施設(学校・保育所・児童館など)の役割

子どもが主体的に育ち学ぶことができるよう、これを支援するために大切な役割を持っています。親や地域住民と連携を図りながら、体罰、いじめ、不登校などについて適切な対応をとることが求められています。

- ★子どもの権利が保障された環境をつくり、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。
- ★虐待、体罰などにより子どもの権利を侵害してはいけません。
- ★虐待、体罰、いじめ、不登校などについて、子どもに関わるおとなや関係機関と連携し、適切な対応をします。
- ★育ちや学びに関する情報開示に努め、説明責任を果たします。

○ ちいき やくわり
地域の役割

市民は地域で居場所の確保や、自由で自主的な遊びの支援をします。

- ★子どもの権利が保障された地域環境をつくり、子どものすこやかな成長を支えます。
- ★子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことができる子どもの居場所や環境を整え、子どもの活動支援に努めます。
- ★地域活動に子どもが意見を表明し、主体的に参加できるよう支援します。

○ し やくわり
市の役割

市は、子どもがすこやかに育つよう保護者、子ども施設関係者、市民を支えます。

- ★親など保護者が子どもの権利を保障していく力を身につけるよう積極的に支援します。
- ★子どもの成長に関わる市民の活動を支援し連携を図ります。



だい しょう 第4章

こ ども の 意見 表明 や 参加



こ ども の 意見 の 尊重 ・ こ ども の 参加 の 権利 について 書いて あります。

○ こ ども 会 議

こ ども が まち づくり や 市 の 政策 に 自由 に 意見 を 言える 場 として 「たじみこども会議」 を 開催 します。

- ★市は、子どもに関係する市の施設の設置や運営についても、子どもが主体的にかかわっていけるよう支援します。
- ★市は、意見表明や参加に必要な情報を提供します。
- ★子ども会議が提出した意見を尊重します。

○ こ ども 施設 での 意見 表明 や 参加

こ ども が、 自主 的 で 主体 的 な 活動 を する ため の 環境 づくり を 行い ます。

- ★子ども施設では、子どもが学び、成長の主体となるような意見表明や参加の機会を提供し支援します。
- ★学校では、子ども、親など保護者、職員その他の関係者が対等な立場で意見表明や参加できる場や機会を提供します。

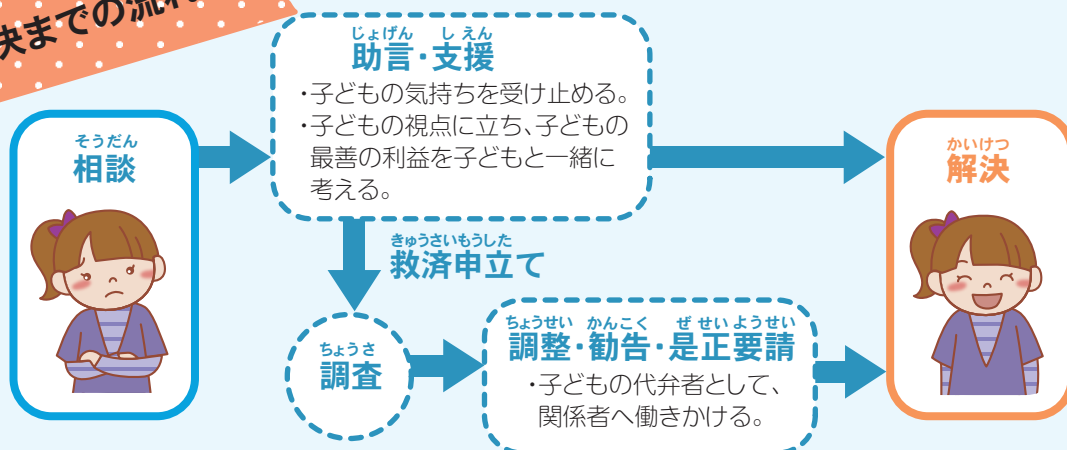
だい しょう 第5章

こ ども の 権利 侵害 から の 救済 と 回復

たじみしこ ども の 権利 擁護 委員 について 書いて あります。

こ ども の 権利 相談 室 を 窓口 に、 こ ども の 権利 侵害 に かかわる こと について、 相談 に 応じ、 助言 や 支援 を すると ともに、 権利 救済 の 申立て に 基づき 調査 を 行い、 関係 者 など に対し、 改善 を 求めて いきます。 行政 から の 独立性 を 尊重 され た 機関 で あり、 こ ども 本人 で も 安心 して 気軽に 相談 し、 救済 を 求める こと が できる し くみ です。 こ ども の 権利 擁護 委員 は、 こ ども の 権利 について 専門 知識 を 持った 人 で 構成 され ています。

解決までの流れ



こ ども 自身 が 問題 を 解決 できる よう 支援 する 中で、 こ ども 自身 に 本来 備わっている 力 が 発揮 されて いく よう 促 します。

第6章

子どもに関する施策の推進と検証

子どもの権利を守るための計画を作り、それが条例の趣旨や規定に沿って実施されているかの確認を行います。

○ 子どもの権利に関する推進計画

- ★条例に沿って具体的な施策を進めるための推進計画を作り、事業を実施します。
- ★平成29年度(2017年度)から令和6年度(2024年度)まで「第3次多治見市子どもの権利に関する推進計画」に基づく取組みを行います。

○ 子どもの権利委員会

- ★条例に基づく施策を「子どもの権利」の視点から検証します。
- ★子どもの権利状況を調査し、施策における子どもの権利保障の状況について、調査・審議を行い、より効果的な施策実施に向けて、市に提言します。



～ひとりじゃないよ、いっしょに話そう～
 子どもの権利相談室 たじみ子どもサポート

開設日時：火曜日～金曜日 13:00～19:00
 土曜日 12:00～18:00

(祝日可・年末年始は休業) *予約は要りません

子ども専用フリーダイヤル **0120-967-866**

おとな用相談電話 **23-8666**

場所：ヤマカまなびパーク4階(豊岡町1-55)

たじみ子どもサポート

検索



たじみ子ども会議☆子どもスタッフ会議

年1回開催の「たじみ子ども会議」を企画運営しています。学校も年齢も異なるスタッフが集まり、楽しく活動しています。

日にち：毎月第4日曜日

時間：10:00～12:00

場所：ヤマカまなびパーク

対象：小学4年生～高校3年生

※子どもスタッフは随時募集しています。
 ※日時や場所が変更になる場合がありますので、市の広報やホームページで確認してください。

たじみ子育てパートナー「ウィズ・チル」運動

ウィズ・チル(With Children)は、子どもが1人の人間として自分らしくすこやかに成長できるように、子どもの心に寄り添い、子どもの声に耳を傾けるなど、子どものパートナーとしての関わり方を広める運動です。多くの皆さまに賛同いただけるようセミナーなどの際に広報しています。



LINE相談

目次

前文
第1章 総則(第1条—第4条)
第2章 子どもの権利の普及(第5条・第6条)
第3章 子どもの生活の場での権利の保障(第7条—第9条)
第4章 子どもの意見表明や参加(第10条—第12条)
第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復(第13条—第18条)
第6章 子どもに関する施策の推進と検証(第19条—第22条)
第7章 雑則(第23条)
附則

すべての子どもは、誰かに命を奪われることや自ら命を失うことがあってはなりません。また、どのような状況でも、すべての人が子どもの命を守るよう努めなければなりません。

(子ども一人ひとりの違いを大切に個性として尊重するまち)
子どもは、それぞれ一人の人間であり、かけがえのない存在です。子どももおとなも命を大切に生きている仲間です。子どもは、一人の人間としてその権利が尊重されます。子どもは、その権利が保障されるなかで、すこやかに成長していくことができます。

(子どもが安心して自分らしく生きることができず)
子どもは、それぞれに苦しいこと、心配なことなどがあります。子どもは、安心して助けてもらうことができ、守ってもらえます。

(子どもが安心して自分らしく生きることができず)
子どもは、思いや意見を自由に言うことができ、それらを尊重してもらえます。子どもは、それぞれに可能性や成長のしかたがあります。子どもは、ゆっくり自分をつくっていくことや子ども同士が育ち合うことができます。

(お互いを尊重し、共に支え合うまち)
子どもは、自分を大切に始めるとき、他の人を大切にすることを大切にします。子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切に、お互いに権利を尊重し合える力をつけていくことができます。

(子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち)
子どもは、多治見を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加ができます。子どもが幸せなまちはおとなも幸せなまちです。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

(平和と環境を大切に、世界とつながっていくまち)
子どもは、平和と豊かな環境のなかですこやかに成長していくことができます。子どもは、日本と世界の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

第1章 総則

(目的)
第1条 この条例は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら命などの子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)
第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他の子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

(責務)
第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。2 親など保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設設置者、管理者、職員(以下「子ども施設関係者」といいます。)は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して命などの子どもの権利の保障に努めます。

6 市は、国、他の地方公共団体などと協力し、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

(成長への支援)
第4条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが一人の人間として自分らしくすこやかに成長していくことができるよう支援します。

第5条 市は、子どもの権利について、さまざまな方法を通じて普及に努めます。2 市は、親など保護者が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 市は、子ども施設関係者、市民は、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して命などの子どもの権利の保障に努めます。

4 市は、虐待や体罰を受けた子どもの速やかな発見、適切な救済や回復、虐待や体罰の予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)
第6条 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

2 市は、親など保護者が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 市は、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して命などの子どもの権利の保障に努めます。

4 市は、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して命などの子どもの権利の保障に努めます。

5 市は、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して命などの子どもの権利の保障に努めます。

6 市は、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して命などの子どもの権利の保障に努めます。

7 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。

8 子ども施設関係者は、関係者や関係機関と連携を図りながら、不登校などについて適切な対応をします。

9 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

(地域における権利の保障)
第9条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもがすこやかに成長していくことができるよう努めます。

2 市は、子どもの成長にかかわる市民の活動を支援し、連携を図ります。

3 市民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことなどができるような居場所を確保・充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子ども意見表明や参加
(意見表明や参加の促進)
第10条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが家庭、子ども施設、地域において、意見を表明し、参加できるよう支援します。

(子ども会議)
第11条 市は、子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするために、たじみ子ども会議を開催します。

2 たじみ子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市に提出することができます。

3 市は、たじみ子ども会議が提出した意見などを尊重します。

(子ども施設での意見表明や参加)
第12条 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。

2 学校の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親など保護者、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

第5章 子ども権利侵害からの救済と回復
(子どもの権利擁護委員)
第13条 この条例は、子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、多治見市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設けます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利の擁護に理解や豊かな経験がある人のうちから、市長が議会の同意を得て選任します。

4 擁護委員の任期は、3年とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

5 市長は、擁護委員が自身の職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行があると認める場合は、議会の同意を得て、やめさせることができます。

6 擁護委員は、市長の同意を得て、辞職することができます。

(擁護委員の職務)
第14条 擁護委員は、次のことをします。

(1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

(3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

2 擁護委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができる。

3 擁護委員は、職務上知ることができた秘密をもらしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(勧告などの尊重)
第15条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

(救済や回復のための連携)
第16条 擁護委員は、子どもの権利侵害について、その子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(擁護委員に対する支援や協力)
第17条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親など保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して協力します。

(報告)
第18条 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表します。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証
(施策の推進)
第19条 市は、子どもの権利に関する推進計画を作り、子どもに関する施策を総合的に進めます。

2 市は、前項の推進計画を作るときには、市民や次条に定める多治見市子どもの権利委員会の意見を聴きます。

(子どもの権利委員会)
第20条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、多治見市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を設けます。

2 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある人や市民のうちから市長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

(権利委員会の職務)
第21条 権利委員会は、市長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議に当たっては、市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)
第22条 権利委員会は、調査や審議の結果を市に報告し、提言します。

2 市は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則
(委任)
第23条 この条例の施行に必要なことからは、市長その他の執行機関が定めます。

附則
この条例は、規則で定める日から施行します。

(平成15年規則第86号により、平成16年1月1日から施行。ただし、第13条第3項中議会の同意を得ることに関する部分は、平成15年12月19日から施行)

(省略)
附則(令和2年3月24日条例第5号)
この条例は、令和2年4月1日から施行します。

